

## 地域雇用開発促進法の見直し

- 地域差を是正するため、雇用情勢が特に悪い地域と、雇用創造に向けた意欲が高い地域に支援を重点化

- ・ 現在の4つの地域類型を2つに再編

- ・ 雇用情勢が特に悪い地域
- ・ 雇用創造に向けた意欲が高い地域

← 事業主に対して助成金を支給

← 地域の協議会(市町村、経済団体等で構成)に事業を委託(委託費を支給)

<現行>

<b>雇用機会増大 促進地域</b> (雇用情勢が厳しい地域)  事業所の設置整備に 伴う雇入れ助成	<b>求職活動援助地域</b> (情報のミスマッチが 存在する地域)  地元事業主団体への 委託事業
<b>能力開発 就職促進地域</b> (能力のミスマッチが 存在する地域)  能力開発助成	<b>高度技能活用 雇用安定地域</b> (高度技能労働者を雇用する 事業所が集積する地域)  高度技能労働者の 受け入れ助成



<改正後>

